

#### 1 4. 公費の取り扱いについて

各団体が物品購入及び既存備品及び設備の修理費用を大学の経費及び寄附金（以下「公費」という。）により希望する場合は、本学の会計規則に従い、支払可能な項目か否かを確認し、予定価格作成及び入札等の契約手続きが必要となります。

必ず、課外活動団体助成費の申請方法等を熟読してから申請してください。

なお、部員員が勝手に発注した物品等の支払いは、全て個人負担になります。